

南山大学奨励奨学金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学業成績が特に優秀な者ならびに学術、文化、スポーツの分野において特に顕著な成果を上げた個人または団体に対し、奨学金を支給してその奨励に資することを目的とする。

(支給金額)

第2条 支給金額は、次のとおりとする。

- 1 学業成績が特に優秀な者 200,000円
- 2 学術、文化、スポーツの分野において特に顕著な成果を上げた個人または団体
個人 300,000円
団体 500,000円

(支給人数)

第3条 前条第1号による支給人数は、毎年32名以内とする。

(選考時期)

第4条 選考の時期は、毎年6月とする。

(選考方法)

第5条 選考の方法は、次のとおりとする。

- 1 第2条第1号にいう学業成績が特に優秀な者は、当該年度学部長表彰の被表彰者の中から、前年度の学業成績に基づいて、2年次生以上を対象に各学部4名以内の候補者を選出し、奨学生選考委員会において選考の上、学長がこれを決定する。
- 2 第2条第2号にいう学術、文化、スポーツの分野において特に顕著な成果を上げた個人または団体は、前年度学生部長表彰の被表彰者および団体の中から、学生部長が候補者を選出し、奨学生選考委員会において選考の上、学長がこれを決定する。

(選考基準)

第6条 前条第2号の選考基準は、次のとおりとする。

- 1 全国規模の大会、競技会において入賞した者
- 2 県大会規模の大会、競技会において1位入賞した者
- 3 前2号に相当する成績を収めた者

(規程改正)

第7条 この規程の改正は、学生部長が提案し、学生委員会の議を経て、大学評議会の承認を得なければならない。

(事 務)

第8条 この奨学金に関する事務は、学務部学生課が取扱う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。

2 第5条第1号の規定にかかわらず、2018年度から2019年度までの各年度に選出する国際教養学部の候補者数は次のとおりとする。

学部	2018年度	2019年度
国際教養学部	1	3

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。